

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	和歌山県串本町 町営住宅入居管理関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

串本町は、町営住宅入居管理関係事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県串本町長

公表日

令和7年11月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	町営住宅入居管理関係事務
②事務の概要	串本町では、公営住宅法に基づき、公営住宅を建設、買取又は借上をし、住宅困窮者に対し、賃貸等を行っている。 公営住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法の規定に従い、入居者からの収入報告に基づき、月額家賃等の算定を行っている。また、家賃の収滞納や入居者の適正な管理を実施している。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。
③システムの名称	1. 公営住宅システム 2. 統合宛名システム 3. 統合宛名システム（標準準拠システム） 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 同居者情報ファイル、2. 保証人情報ファイル、3. 承継者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表27の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和歌山県串本町総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山県串本町（総務課） 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0555
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山県串本町（総務課） 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 0735-62-0555
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則として、申請者から提供を受けたマイナンバーで真正性確認を実施している。また、マイナンバー及び本人情報が記載された書類は施錠できる書棚に保管し、不要となったマイナンバー及び本人情報が記載された書類は、速やかに廃棄している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにログインするため二要素認証(生体認証、IDとパスワード)を必要としており、また、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担当部署①部署②所属長	総務課長 田中 正文	総務課長	事後	新様式による課長名削除
令和1年6月26日	IVリスク分析	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和3年8月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法改正による号ズレ
令和3年8月13日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	串本1800	サンゴ台690番地5	事後	庁舎移転による住所変更
令和3年8月13日	IIしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点		
令和7年2月28日	I－1－②事務の概要	串本町では、公営住宅法に基づき、公営住宅を建設、買取又は借上をし、住宅困窮者に対し、賃貸等を行っている。 公営住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法の規定に従い、入居者からの収入報告に基づき、月額家賃等の算定を行っている。また、家賃の収滞納や入居者の適正な管理を実施している。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	串本町では、公営住宅法に基づき、公営住宅を建設、買取又は借上をし、住宅困窮者に対し、賃貸等を行っている。 公営住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法の規定に従い、入居者からの収入報告に基づき、月額家賃等の算定を行っている。また、家賃の収滞納や入居者の適正な管理を実施している。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	事後	番号法等一部改正法の施行
令和7年2月28日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第19項	番号法第9条第1項 別表27の項	事後	番号法等一部改正法の施行
令和7年2月28日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第31項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	事後	番号法等一部改正法の施行
令和7年2月28日	II－1 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年2月28日	II－2 いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年2月28日	IV－6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	記載誤り
令和7年2月28日	IV－8 人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	新様式への移行に伴う追加
令和7年11月28日	Ⅰ－1－③システムの名称	1. 公営住宅システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム	1. 公営住宅システム 2. 統合宛名システム 3. 統合宛名システム(標準準拠システム) 4. 中間サーバー	事前	
令和7年11月28日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	令和7年10月31日 時点	事後	
令和7年11月28日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	令和7年10月31日 時点	事後	